

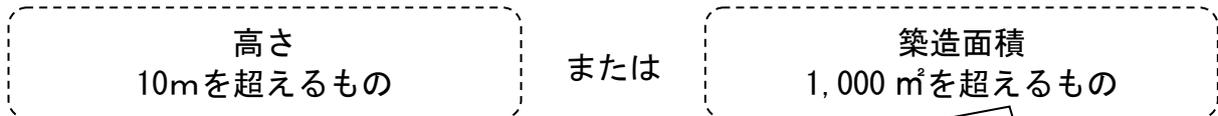
# 太陽光発電設備(太陽光パネル+架台)に関する 景観法に基づく届出制度のご案内

平成28年4月1日以降に設置するものは、届出が必要となる場合があります

## ■届出を要する規模について

太陽光発電設備の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合の規模

### ①一般地区、景観形成地区



太陽光パネル+架台の水平投影面積が、1,000㎡(敷地内に設置するパネル全ての合計)を超えるもの

### ②重点地区 … 規模に関わらず届出が必要です。

## ■提出書類について 様式は、津市ホームページからダウンロードすることができます。

### ○事前協議〔1部〕

- ・景観計画区域内における行為の事前協議申出書
- ・委任状 … 代理申請の場合に必要です
- ・届出時の提出書類一式 … 詳細は、以下の届出をご確認ください

### ○届出〔正副2部〕

- ・景観計画区域内における行為の届出書
- ・景観形成基準チェックシート
- ・付近見取図、配置図、立面図、現況写真

## ■太陽光パネルを設置する際には

- ・反射光が周囲の歩行者・居住者等に害を与えないよう、パネルの角度や配置を工夫していますか？
- ・フェンスや架台の色彩は、奇抜なものになっていませんか？
- ・周囲の歩行者・居住者等に圧迫感・威圧感を与えないよう植栽するなどの配慮をしていますか？

■問い合わせ先 津市 都市計画部 都市政策課 都市計画・景観担当  
電話 059-229-3290 / FAX 059-229-3336  
E-mail 229-3177@city.tsu.lg.jp